

## 税制調査会（第5回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：平成28年10月25日（火）17時35分～

場 所：中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室（1113号室）

### ○中里会長

今日の会議は冒頭から公開していただきましたので、皆様御承知のとおりですが、個人所得課税と国際課税に関して3回目の議論を行うと同時に、国税犯則調査における電磁的記録の証拠収集上の問題につきまして議論を行いましたので、三つの論点を取り上げました。

まず個人所得課税ですが、これについては、就業調整を意識せずに済む仕組みの構築をはじめとしたこれまでの論点と、残されたその他のテーマについて事務方から御説明を頂いた後、委員の皆様から御意見を頂きました。

二つ目の国際課税についてですが、これは、外国子会社合算税制の見直しとタックス・プランニングの義務的開示制度の二つについて事務方からの説明の後、委員の皆様から御意見を頂戴しました。

三つ目のテーマ、国税犯則調査における電磁的記録の証拠収集上の問題についてですが、これも、事務方から現状の問題について説明があった後で委員の皆様から御意見を頂戴しました。

最後のところで申し上げましたとおり、次回以降は個人所得課税と国際課税について、いわゆる起草会合として、取りまとめに向けた議論を進めていきたいと考えています。

それから、国税犯則調査手続については、ICT化への対応を目的とした平成23年の刑事訴訟法改正や、同じく租税に関する犯則調査手続を定める関税法とのバランスをとる観点から、検討を進めていきたいと考えています。この国税犯則調査手続に関する課題は、やや法技術的な側面が強いテーマであるので、総会で御議論いただく前に租税法の専門家である増井委員、岡村委員と私の3人で、有識者の御意見もお伺いしながら、総会での議論の素材を整理していこうと考えています。

### ○記者

次回以降、起草のための取りまとめ会合は非公開ということですが、何回ぐらい非公開の会合を行うのかということと、最後はもちろん公開で行うと思いますが、改めて11月中旬ぐらいを目途にまとめるといふことなのか、スケジュール感を教えてください。

### ○中里会長

行ってみないと分からないということが正直なところですが、2、3回ということになるのでしょうか。後は様子を見ながら皆様と相談しつつ、無理がないように、しかし着実に前に進めるように行っていくしかないのではないかと考えています。

○記者

そうすると、2、3回なのか分かりませんが、何回か非公開で行い、最後の回だけ公開で行うということになるのでしょうか。

○中里会長

そのようになると思います。何も公開せずに行うということは考えていませんので、御安心ください。非公開で行う部分についても、会議の後、逐一、私からその中身について御説明申し上げますので、その点も御安心いただけたらと思います。

○記者

最後に取りまとめるものは、総理から指示のあったものに対する返答で、提言のような位置付けということによろしいのでしょうか。

○中里会長

何をどこまでできるかということであると思います。今まで随分じっくりと議論してきましたので、その成果を一定程度整理して御報告しなければいけないということは当然ありますが、無理に行うわけにもいきませんので、できる範囲で、できることを着実にやるということになっていくのではないかと今は思っています。流れの中でどのようになるかはまた皆様と御相談しながら進めていくということです。

○記者

取りまとめに向けてですが、政府税調の長期的な視点が大事であるという意見もあったり、小手先の改革ではいけないという意見が今日もあたりしたと思いますが、取りまとめに向けてどのような取りまとめをしていきたいかについて意気込みをお伺いできたらと思います。

○中里会長

私自身があまり力が入り過ぎないようにするということが重要ではないかと思っています。あくまでも委員の皆様の御意見を聞く側に徹して、その中で自然と方向性が示せるならばそれを示していき、無理をしない形でできることを着実に前進していきたいという気持ちでいます。

○記者

国際課税は、課題としては割と具体的であり、それに対して今回も具体性がかなり出ていると思いますが、こちらの取りまとめは、CFCとタックス・プランニングといったものをある程度形を示したものになるのか、それとも、これも考え方という、個人所得課税について、中里会長が今、おっしゃっていたものを連続するようなイメージをした方がよろしいでしょうか。

○中里会長

国際課税についてはOECDのBEPSの議論を踏まえて、そのうち必要なものを必要な範囲で国内法の中にどのような順番でどのように取り込んでいくかという作業になると思います。全てのテーマを一度に行うということは現実的ではありませんし、もっと

時間をかけた方が良いということもありますので、まず、外国子会社合算税制と義務的開示制度について議論してきました。これから先にもいくつかありますので、それはこのような課題があるという形でしょうか、引き続き考えていかなければいけないことがかなりありますので、一度にはすべきでないと思っています。

#### ○記者

取りまとめに関して、個人所得課税のところの話で、中長期的な視点も盛り込むし、来年度の税制改正の、それこそ党税調の議論の教科書になるような、比較的短期的な中で結論を出していくものについても政府税調としては示していくという考えなのかどうか教えていただけますか。

#### ○中里会長

これは麻生大臣のお言葉にもありましたが、国民の価値観や、様々なことに関わる問題であるので、慎重に考えていくということはそのとおりです。ただ、かなり時間をかけてじっくりと議論してきましたので、それをより分かりやすく整理する形にして、それを党税調でどのように参考にされるか分かりませんが、全部何もかも一度に行うということではなくて、このような形もあります、このような形もありますということになるのかもしれませんが、順番に少しずつという形になるのかもしれませんが、それは今のところ分かりませんが、中長期的な観点から専門技術的に議論していくというスタンスを貫きつつ、できる限り政治プロセスでの議論にお役に立つような理論的な整理を着実に進めていきたいということです。

#### ○記者

国際課税に関して確認したいのですが、先ほど質問にあった点で、義務的開示制度の方も、このような課題があるというものだけを取りまとめるという感じで考えられているということでしょうか。

#### ○中里会長

それは分かりませんが、義務的開示制度は、BEPSの行動計画の中に入っており、導入している国もあるということなので、どのような形で日本に導入できるのかということや、導入するべきかどうかも含めて、割と最初の方の国際課税のテーマとして、今日、中身を議論したということです。なかなか馴染みのないことですので、いきなり聞くと驚かれると思います。これは私個人のことになりますが、私は15年くらい前からその制度を勉強してしまして、なるほどというところがあり、どこまで実効性があるか分かりませんが、一つの制度であろうということです。委員の皆様のお意見を聞きながら、皆様からのフィードバックも頂戴しながら話は進めていきたいと思っています。すぐに導入する、しないという話ではなく、議論を積み重ねていきたいということです。

#### ○記者

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

○中里会長

どうもありがとうございました。

[閉会]